

セブンCSカード規約一部改定のお知らせ

2024年12月1日をもってセブンCSカード規約に関する同意条項を一部改定いたします。同意条項の改定箇所は以下のとおりです。

■セブンCSカード規約 新旧対照表

改定前	改定後
第 5 条(カードのご利用) (1) (略) (2) (略) (3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは、伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)	第 5 条(カードのご利用) (1) (略) (2) (略) (3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは、伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えて<u>非接触 IC カードを専用端末にかざすこともしくは</u>カード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)
第 20 条(期限の利益喪失) (1) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ① 弁済金又は分割支払金のお支払いが遅れ、当社から 20 日以上 の 相当な期間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内のお支払いがなかったとき。 ② 商品購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合で、本会員の弁済金等のお支払いが 1 回でも遅れたとき。 ③ お支払いが完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、賃貸等に利用したとき。 ④①以外のお支払いが 1 回でも遅れたとき。ただし、返済金については利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。 ⑤ 自ら振出し又は引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。 ⑥ 差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。 ⑦ 本会員又は本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。	第 20 条(期限の利益喪失) (1) (略)

⑧ カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ① (1)①から④及び⑧を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。 ② 本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。 <u>(新規に規定)</u>	(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。 ① (略) ② (略) <u>③会員が、第22条(その他承諾事項)(5)に掲げる行為を一つでも行ったとき、又は、当社が、第24条(マネー・ローンドリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u>
第22条(その他承諾事項) (1) 会員は、以下の事項を予め承認いただきます。 ① 第7条(弁済金の支払い方法等)(2)①のリボ手数料、第13条(融資金の支払方法等)(3)の融資金の利息並びに第8条(遅延損害金)及び第14条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。 ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。 (2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。 ① 第7条(3)に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。 ② キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いを ATM で行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。 ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略)	第22条(その他承諾事項) (1) 会員は、以下の事項を予め承認いただきます。 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という。)を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。 (2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。 ① 第7条(3)に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。<u>また、会員からの申し出により当社がご利用明細書の再発行を行う場合、本会員には当社所定の再発行費用をご負担いただきます。</u> ② キャッシングサービスのご利用及び返済金並びに商品購入に係るリボルビング払いの残高のお支払いを ATM で行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。 ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略)

(3) (略) (新規に規定) (新規に規定) (4) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。	(3) (略) (4) <u>会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。</u> ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 ⑤ その他前号各号に準ずる行為 (5) <u>会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等(派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。)に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。</u> ① 暴力、威嚇、脅迫、強要等 ② 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動 ③ 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 ④ 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ ⑤ 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等 (6) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。
(新規に規定)	第24条(マネー・ローンダリング等の禁止) (1) <u>会員は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という)の目的で、カードを利用してはいけないものとします。</u> (2) <u>当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。</u> (3) <u>当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。</u>
第24条(会員資格の喪失等) (1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。 ①第 7 条(弁済金等の支払い方法等) (1)①の自動振替手続きのために必要な金融	第25条(会員資格の喪失等) (1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、<u>その他当社が不適当と認めた場合は</u>、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。 ① (略)

機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は第 22 条(2)⑥の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。 ②第 20 条(期限の利益喪失) (1) 又は(2) 各号のいずれかに該当したとき。 ③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないとき。 ④個人情報情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。 ⑤第 18 条(お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。 ⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。 ⑦当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。 ⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。 ⑨ 本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。 (2) (1) の処置は、店舗、ATM を通じて行うなど当社所定の方法により行うものいたします。 (3) 会員のご都合でカードを解約される場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却もしくは裁断のうえ破棄していただきます。 (4) 本会員が会員資格を取り消された場合には、家族会員も会員資格を喪失します。 (5) 会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。 (6) 本会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。	② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ <u>当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第 18 条(お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。</u> ⑥ 換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、<u>もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断されるとき(ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、商品購入代金の支払原資その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。)</u>、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。 ⑦ <u>会員が、第22条(その他承諾事項) (4) (5) に掲げる行為を一つでも行ったとき。</u> ⑧ 本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。 ⑨ 本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。 (2) (1) の処置は、店舗、ATM を通じて行うなど当社所定の方法により行うものいたします。 (3) 会員のご都合でカードを解約される場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却もしくは裁断のうえ破棄していただきます。 (4) 本会員が会員資格を取り消された場合には、家族会員も会員資格を喪失します。 (5) 会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。 (6) 本会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。
--	--

【下線部は改定部分を示します。】